

在宅介護を支援します

仙北市家族介護用品支給事業について

在宅で寝たきり等の高齢者を介護している家族に対し、介護用品を支給することにより経済的負担の軽減を図ります。

- ◆支給対象者：仙北市内に住所を有し、要介護認定において、要介護4又は要介護5と認定された在宅の高齢者を常時介護している家族等で、市県民税非課税世帯の方。

施設へ長期入所・病院へ長期入院された場合は対象となりません。

- ◆支給券：月額 4,150円の介護用品券

・紛失しても再発行できませんので、大切に保管してください。

- ◆使い方：指定薬局に介護用品券を提示し、7品目の中から希望の介護用品と引き換えてご利用ください。

(1) 紙おむつ	(2) 尿取りパット	(3) 使い捨て手袋	
(4) 清拭剤	(5) ドライシャンプー	(6) ウエットティッシュ	(7) 防水シート

・4,150円を超えた分は、自己負担になります。

・4,150円未満は差額のおつりはできません。

・7品目以外を一緒に購入する場合は、レシートを分けて精算をお願いします。

・月券ですので、月1枚の利用です。

- ◆介護用品券交付期：

1期	4月～6月分	4月初め発送
2期	7月～9月分	6月発送
3期	10月～12月分	9月発送
4期	1月～3月分	12月発送

※課税状況確認のため、毎年6月に申請書と必要書類の提出をお願いします。

なお、同居している家族全員分の市県民税世帯証明書が必要です。

《お願い》

入院、ショートステイ利用等で要介護者が自宅にいない場合は、下記まで
随時ご連絡ください。

《問い合わせ先》

仙北市包括支援センター

担当 伊藤／相馬

TEL 43-2283